

社会福祉法人横浜共生会 再雇用手続き取扱細則

(定義・勤務の形態)

第1条 就業規則第3条第4号及び第16条第3項に規定する「再雇用職員」とは、就業規則第16条により定年退職した者であって、以下の第2条第1項に定める再雇用の希望の申出により又は第2条第4項に定める再雇用の更新の希望の申出により雇用される者とする。

(人事)

- 第2条 再雇用を希望する者は、再雇用の開始を希望する期日（原則として毎年4月1日）の2ヶ月前までに、法人に申出なければならない。
- 2 再雇用は、労使協定の定めに基づき、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するため、次の各号に定める基準をすべて満たした者に対して行う。
- (1) 退職前の業務を法人が評価し、法人が必要と認める者であること。
 - (2) 再雇用の期間中において良好に勤務することが見込まれること。
 - (3) 再雇用職員の配置を可能とする業務が見込まれること。
- 3 再雇用の雇用期間は1年を上限とし、65才を上限に更新を行うことができる。
- 4 再雇用の更新を希望する者は、更新による雇用の開始を希望する期日（原則として毎年4月1日）の2ヶ月前までに、法人に申し出なければならない。
- 5 再雇用の更新は、前第2項に準ずる基準をすべて満たした者に対して行う。
- 6 法人は前第2項又は前項の基準に該当しないと予見できる者については予め面接等によりその理由を本人に対して十分説明し、納得を得るよう努めるものとする。

(契約更新)

- 第3条 法人は労働条件の通知書類等において、労働契約の更新の有無について、原則として、次の内容で明示する。
- (1) 更新する場合がある
 - (2) 契約の更新はしない
 - (3) その他特殊な契約内容を示す

(退職)

- 第4条 就業規則第17条第1項に掲げる各号に該当する場合、および次の場合は、その該当する日をもって退職とする。
- (1) 労働契約において定めた雇用期間が満了し、契約を更新しないとき

(年次有給休暇)

第5条 6か月継続勤務し、所定就業日数の8割以上出勤した者には所定労働日数あるいは所定労働時間に応じて法定通りの年次有給休暇を与えるものとする。

2 前項に関わらず、再雇用職員の継続勤務年数は定年退職の日から継続しているものとする。

附則

1 この要領は平成19年4月1日から施行する。